平成２６年（フ）第１号
愛媛県四国中央市川之江町1902番地の１
破産者　有限会社グリーン観光
１　決定年月日　平成26年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１０１号
熊本市北区西梶尾町665番地
破産者　有限会社福住工業
１　決定年月日　平成26年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４２号
大分県別府市北浜３丁目10番23号
破産者　株式会社鶴水苑ホテル
１　決定年月日　平成26年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第８０号
栃木県足利市葉鹿町1209番地
破産者　秋田　全淑
１　決定年月日　平成26年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８１号
栃木県足利市葉鹿町1209番地
破産者　秋田　憲子
１　決定年月日　平成26年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２３５号
長野市篠ノ井御幣川1155番地６　コーポ御幣川105
破産者　河野　正忠
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
奈良県香芝市下田西２丁目６番20―201号　クレールシモダＢ、前住所奈良県香芝市畑３丁目802番地６
破産者　宮尾　広幸
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０７３号
広島県安芸郡熊野町呉地１丁目11番30号
破産者　大森　達也
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９４号
広島市南区宇品御幸１丁目９番26―1009号
破産者　小堺　昭吾
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０６号
広島市西区南観音８―12―26―202、住民票上の住所広島市佐伯区杉並台15番地12
破産者　福岡　愼
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４５３号
札幌市豊平区平岸６条14丁目３番17号
破産者　大場　貴文
１　決定年月日　平成26年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７６号
札幌市南区石山２条３丁目３番10号　ブライトイシヤマ６号
破産者　寺岡　知未（旧姓西塚・船木）
１　決定年月日　平成26年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５７号
北海道恵庭市住吉町２丁目６番12―301号
破産者　加賀　剛
１　決定年月日　平成26年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７号
秋田県にかほ市平沢字幸ノ木森７番地14、開始決定時の住所秋田県にかほ市田抓字堤下120番地14
破産者　飯尾　航
１　決定年月日　平成26年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第７８号
埼玉県志木市柏町１丁目15番１号　コーポハクホウ101号
破産者　工野　孝行
１　決定年月日　平成26年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目31番24号
破産者　上野　慎一
１　決定年月日　平成26年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第５５号
相模原市中央区並木２丁目２番10―302号
破産者　小山　由子
１　決定年月日　平成26年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８号
長野県上田市上田1504番地４
破産者　藤森　輝臣
１　決定年月日　平成26年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３０１４号
名古屋市熱田区切戸町２丁目133番　プチメゾンクレール201、住民票上の住所名古屋市中川区八剱町４丁目30番地の３
破産者　村田　美子
１　決定年月日　平成26年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部